(22)旧生野鉱山職員宿舎(甲社宅)

改正

利用区分	使用料	摘要
時間貸し	1時間当たり200円	1棟当たり
宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり

前

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分 の20に相当する額を加算した額とする。
- 2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。
- 3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。

改正後

Γ	利用区分	使用料	摘要
B:	制貸し	1時間当たり300円	1棟当たり
ł	音 泊	1 目当たり50,000円	1棟当たり

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。
- 3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。

お問い合わせ先: 生野支所 079-679-2240